

明るい選挙推進 ハンドブック



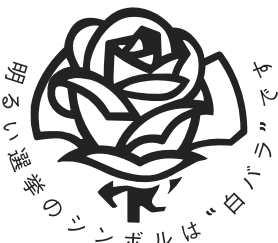
平成20年11月発行

「選挙のめいすいくん」を知っていますか？



明るい選挙のイメージキャラクターとして、平成12年4月に誕生しました。投票箱をモチーフにしており、頭部の2本の縦線は、投票用紙挿入口を表しています。そして、明るい選挙の実現に向かうために、背中に羽がついてい

ます。名前の「めいすい」は、「明るい選挙推進運動」の「明」と「推」を引用しています。めいすいくんの「お父さん」、「お母さん」、弟の「ただしくん」に妹の「メイちゃん」も活躍中。2006年版の「現代用語の基礎知識」でも紹介されました。



「いつまでも変わらない」「私はあなたにいちばんふさわしい」という花言葉を持った白バラ。白バラがいつ頃から明るい選挙のシンボルとして使用されたか明らかではありませんが、記録によりますと、明治時代に普通選挙の

実現のために運動していた人達が胸に白バラを付けて奮闘していたそうです。

その後、昭和30年に開催された普通選挙30周年、婦人参政10周年記念式典のシンボルに使用されて以来、各地で候補者に白バラを贈ったり、明るい選挙の象徴として用いられるようになりました。白バラのもつ清楚な感じが、明るい選挙の目標の一つである“清潔さ”を象徴するものとして、現在では広く一般的に使われています。

C O N T E N T S

SECTION 1	「明るい選挙推進運動」とは	2
SECTION 2	「明るい選挙推進運動」のあゆみ	4
	1. 戦前の運動	4
	2. 公明選挙の起こり	4
	3. 臨時啓発から常時啓発へ	5
	4. 公明選挙から明るい選挙へ	5
	5. 三ない運動	6
	6. 新たな課題	6
SECTION 3	「明るい選挙推進運動」の推進体制	8
SECTION 4	「明るい選挙推進運動」の内容	12
	1. 常時啓発	12
	2. 臨時啓発	13
	3. 活動事例	14
SECTION 5	(財)明るい選挙推進協会の事業	32
	1. 広報事業	32
	2. 推進体制強化事業	34
	3. 調査研究事業	35
SECTION 6	データ	36
SECTION 7	参考 豆知識 (投票方法)	40

「明るい選挙推進運動」とは

民主政治とは、最終的には国民の意思によって政治のあり方が決まる政治です。代表民主主義国家においては、選挙によって選ばれた代表によって政治が行われますが、あくまでも主権は国民にあります。選挙は、国民が政治に参加する最大の機会であり、民主主義の根幹をなすものです。

私たちの様々な意見や要望は、選挙で選出された代表者によって国や地方の政治に反映されます。従って、国や地方の政治が私たちの意見や要望を踏まえて適正に行われるためには、選挙が公正に行なわれ、代表として相応しい立派な人が代表者に選ばれなければなりません。

そのためには、もちろん公職選挙法を始めとした選挙制度の整備も大切なことですが、それだけでは足りません。私たち国民の一人ひとりが選挙制度を正しく理解し、政治や選挙に関心を持ち、候補者の人物や政権、政党の政策を正確に見る眼を備え、大切な自分の一票を進んで投票することが必要です。買収や供応などの不正に惑わされたり、義理人情で投票してはならないことは、言うまでもありません。

「明るい選挙」とは、有権者が主権者としての自覚を持って進んで投票に参加し、選挙が公明かつ適正に行われ、私たちの意思が正しく政治に反映される選挙のことです。そして、これを進めるための行政と民間が一体となった運動を「明るい選挙推進運動」といいます。

この運動の目的は①選挙違反のないきれいな選挙を行なうこと、②有権者がこぞって投票に参加すること、③有権者が普段から政治と選挙に関心を持ち、候補者の人物や政見、政党の政策などを見る眼を養うこと（政治意識の向上）です。特定の政党や候補者を支持したり、反対したりする政治活動や選挙運動とは、はっきり区別されます。

投票の理由

1



2



3



4



1. 戦前の運動

選挙を明るく正しいものにしようという運動は、古くから始められていました。大正14年ごろの後藤新平の「政治の倫理化運動」、同じころの武藤山治の「政治教育運動」の提唱、昭和2年の田澤義よし鋪はるらによる「選挙肅正同盟会」の結成等、いずれも、政治をよりよくするためには、まず選挙を正しいものにしなければならないという点に着目したものです。

このような動きに刺激された政府は、昭和10年、府県及び市町村に選挙肅正委員会を置き、これと相前後して民間においても「選挙肅正中央連盟」が結成され、全国的な運動が展開されるに至りました。この運動は「選挙肅正運動」と呼ばれ、以来、戦時中の昭和17年6月に選挙肅正中央連盟が解散するまでの7年間にわたって展開されました。

2. 公明選挙の起こり

戦後は、昭和27年に公明選挙運動として始められました。

当時は、昭和26年に行われた第2回統一地方選挙において選挙違反が横行し、6万人を超える検挙者を出したのに続き、翌27年に予定されていた衆議院議員総選挙に向けて激しい事前運動が行われ、国民の間で選挙をなんとかしなければという声が大いに強くなっていました。この様な状況の中で、一大国民運動を展開し、正しくきれいな選挙をしようという呼びかけが前田多門などの有志によってなされました。また、朝日、毎日、読売の三紙が共同社告で公明選挙の推進を宣言しました。昭和27年6月には言論、実業、

経済、婦人等各界の全面的な支持を受けて、「公明選挙連盟」が結成されました。また、衆議院は同月、「公明選挙推進に関する決議」を可決し、これを受けて政府も7月に「選挙の公明化運動に関する件」を閣議決定しました。全国の選挙管理委員会もこれに呼応し、このようにして官民あげての公明選挙運動が展開されるようになりました。

3. 臨時啓発から常時啓発へ

公明選挙推進運動には課題もありました。それまでの運動は、選挙の時期にだけ行われる「臨時啓発」であって、投票率の向上や選挙犯罪防止を図る効果はありますが、国民の政治意識の向上を図るためには、臨時啓発だけではなく、ふだんから継続して行っていく「常時啓発」が必要であることが認識されました。

このため、昭和29年、公職選挙法が改正され、国及び都道府県、市区町村の選挙管理委員会は「常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努める」（同法第6条）こと、すなわち選挙の常時啓発に取り組まなければならないことになりました。また、選挙の常時啓発の費用について国が財政上必要な措置を講ずることになり、運動の継続、発展にとって大きな力となりました。

4. 公明選挙から明るい選挙へ

国民に慣れ親しまれてきた公明選挙運動という名称でしたが、公明党が誕生したことなどから、新しい名称を公募により決めることになりました。昭和40年、2週間弱の募集期間にもかかわらず、

全国から7千通を超える応募があり、その中から「明るく正しい選挙」が選ばれ、以後は「明るく正しい選挙推進運動」と呼ばれることになりました。

その後、昭和49年に簡素化され、「明るい選挙推進運動」となりました。

5. 三ない運動

昭和43年から、三ない運動が積極的に展開されるようになりました。この運動は、お金のかからない政治・選挙をめざして、公職選挙法によって禁止されている寄附行為をしないようにしようとするものです。三ないとは、政治家や候補者は有権者に寄附を贈らない、有権者は政治家や候補者に寄附を求めない、有権者は政治家や候補者から寄附を受け取らない、の三ないです。

目標を「三ない」と簡明直截に言い表している点でわかりやすく、全国に広がりました。現在でも三ない運動は明るい選挙推進運動の柱の一つです。

6. 新たな課題

運動の発端であった選挙浄化については選挙違反の数も減ってきておりますが、もちろん皆無になったわけではありませんし、政治家の寄附禁止に関する事件は今日でも後を絶ちません。一方、近年は投票率の低下が大きく、運動の重点はこちらに移ってきています。特に、若い世代の投票率の低さには憂うべきものがあります。若い世代に政治や選挙に対して関心をもってもらうこと、投票率を向上

させることは焦眉の課題です。

また、単に選挙違反をなくすとか、棄権を防止するだけで、この運動の目的が果たされるわけではありません。この運動の真の目的は、私達が私達の代表者として国や地方の政治を決定するにふさわしい政治家を選び出す「眼」を養うことです。すなわち、国民一人一人が豊かな政治常識を備え、主権者としての自覚を持って、進んで投票に参加することを主眼としています。

運動の成果は短期間に出るものではありません。長い年月をかけて粘り強く続けていかなければなりません。

日本の未来をつくる
あなたの一票



(1) 推進体系図



(財) 明るい選挙
推進協会

(協力関係)

地方公共団体

新聞放送関係

女性団体

青年団体

社会教育団体

各界の個人及び団体

都道府県
明るい選挙
推進協議会

(協力関係)

新聞放送関係

女性団体

青年団体

社会教育団体

各界の個人及び団体

市区町村
明るい選挙
推進協議会

(協力関係)

新聞放送関係

女性団体

青年団体

社会教育団体

各界の個人及び団体

(2) 全国の明るい選挙推進協議会の設置状況及び委員・推進員等数

団体名	都道府県・指定都市明推協			市区町村明推協						明推協委員等 総数
	委員数	推進員等数	合計	団体数	設置数	設置率	委員数	推進員等数	合計	
北海道	26	0	26	179	65	36.3%	813	543	1,356	1,380
青森県	37	0	37	40	31	77.5%	894	123	1,017	1,046
岩手県	81	0	81	35	33	94.3%	949	2,094	3,043	3,120
宮城県	14	0	14	35	34	97.1%	760	1,333	2,093	2,099
秋田県	9	0	9	25	24	96.0%	499	177	676	684
山形県	35	0	35	35	30	85.7%	699	938	1,637	1,664
福島県	21	42	63	60	56	93.3%	1,978	1,727	3,705	3,762
茨城県	21	9	30	44	9	20.5%	321	200	521	551
栃木県	13	0	13	31	31	100.0%	470	1,105	1,575	1,588
群馬県	26	0	26	38	14	36.8%	709	64	773	790
埼玉県	25	158	183	69	30	43.5%	838	705	1,543	1,568
千葉県	20	0	20	55	38	69.1%	1,438	156	1,594	1,612
東京都	14	0	14	62	54	87.1%	1,245	4,084	5,329	5,341
神奈川県	13	6	19	31	31	100.0%	1,260	385	1,645	1,664
山梨県	43	0	43	28	25	89.3%	413	486	899	925
長野県	22	0	22	81	76	93.8%	2,425	1,723	4,148	4,164
新潟県	35	38	73	30	13	43.3%	524	211	735	802
静岡県	38	0	38	39	38	97.4%	1,143	165	1,308	1,308
富山県	40	0	40	15	14	93.3%	346	7	353	374
石川県	17	0	17	19	15	78.9%	217	348	565	582
福井県	37	117	154	17	17	100.0%	434	117	551	705
岐阜県	15	0	15	42	21	50.0%	357	492	849	863
愛知県	20	16	36	60	57	95.0%	1,216	173	1,389	1,425
三重県	17	10	27	29	22	75.9%	531	293	824	842
滋賀県	22	0	22	26	26	100.0%	353	679	1,032	1,047
京都府	27	0	27	25	24	96.0%	501	10	511	527
大阪府	19	0	19	41	39	95.1%	1,411	1,069	2,480	2,490
兵庫県	22	1	23	40	37	92.5%	1,503	852	2,355	2,375
奈良県	13	0	13	39	15	38.5%	341	327	668	679
和歌山県	25	0	25	30	14	46.7%	830	60	890	903
鳥取県	19	0	19	19	19	100.0%	559	0	559	577
島根県	37	12	49	21	3	14.3%	130	138	268	316
岡山県	16	0	16	27	23	85.2%	388	526	914	922

(平成20年4月1日現在)

団体名	都道府県・指定都市明推協			市区町村明推協						明推協委員等 総数
	委員数	推進員等数	合計	団体数	設置数	設置率	委員数	推進員等数	合計	
広島県	41	27	68	22	16	72.7%	648	6,982	7,630	7,679
山口県	43	0	43	20	17	85.0%	373	42	415	440
徳島県	35	0	35	24	24	100.0%	278	0	278	299
香川県	19	0	19	17	16	94.1%	244	110	354	370
愛媛県	6	0	6	20	15	75.0%	412	236	648	648
高知県	17	0	17	34	11	32.4%	221	10	231	248
福岡県	29	7	36	64	32	50.0%	555	27	582	618
佐賀県	9	0	9	20	17	85.0%	385	236	621	627
長崎県	24	0	24	23	18	78.3%	509	541	1,050	1,064
熊本県	10	0	10	48	35	72.9%	545	58	603	613
大分県	26	0	26	18	17	94.4%	488	115	603	619
宮崎県	20	24	44	30	28	93.3%	487	133	620	664
鹿児島県	30	6	36	46	45	97.8%	967	275	1,242	1,266
沖縄県	11	0	11	41	29	70.7%	237	0	237	248
札幌市	32	0	32	10	10	100.0%	185	9,127	9,312	9,334
仙台市	14	0	14	5	5	100.0%	116	0	116	130
さいたま市	19	6	25	10	10	100.0%	109	807	916	931
千葉市	12	0	12	6	6	100.0%	104	0	104	116
川崎市	15	0	15	7	7	100.0%	70	65	135	143
横浜市	11	0	11	18	18	100.0%	315	6,238	6,553	6,564
新潟市	24	11	35	8	0	0.0%	0	0	0	35
静岡市	6	0	6	3	3	100.0%	88	21	109	109
浜松市	15	0	15	7	7	100.0%	203	0	203	204
名古屋市	28	40	68	16	16	100.0%	384	1,046	1,430	1,482
京都市	19	0	19	11	11	100.0%	75	572	647	664
大阪市	13	0	13	24	24	100.0%	258	0	258	271
堺市	220	0	220	7	0	0.0%	0	0	0	220
神戸市	22	0	22	9	9	100.0%	182	293	475	497
広島市	18	0	18	8	8	100.0%	265	0	265	275
北九州市	23	8	31	7	7	100.0%	99	809	908	932
福岡市	26	0	26	7	7	100.0%	58	0	58	84
合計	1,676	538	2,214	1,957	1,446	73.9%	35,355	49,053	84,408	86,089

※推進員等は、白ばら会員、協力員、若者組織等のメンバーを含む。

※明推協委員等総数は、都道府県明推協と市区町村明推協で委員の重複を除いた数で計算した。

明るい選挙推進運動（選挙啓発活動）には「常時啓発」と「臨時啓発」とがあります。

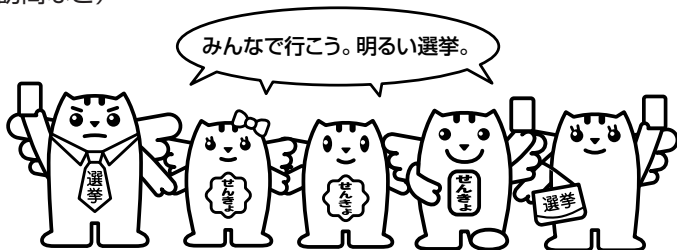
1. 常時啓発

①常時啓発とは、選挙の有無にかかわらず、日ごろからあらゆる機会を通じて国民の政治意識の向上及び明るい選挙の実現を目的として行われる活動をいいます。

全国各地で行われている常時啓発は、多岐にわたります。地域の特色を生かした事業やユニークな事業もあって様々です。

②主な常時啓発

- ・指導者の養成（研修事業等）
- ・講演会、学習会の開催（座学、議会傍聴、施設見学、話し合い活動等）
- ・広報媒体の活用（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネット等）
- ・広報誌の発行、啓発資料（パンフレット等）・資材（ティッシュ・ぬり絵等）の作成・配布
- ・イベントの活用（地域の祭り等への参加、独自イベントの開催）
- ・その他（ポスターコンクール、出前講座、副読本の作成、新成人訪問など）



2. 臨時啓発

①臨時啓発とは、実際に選挙が行われる際に、投票日、投票の方法、買収供応等の選挙違反の防止、その他選挙に関する必要なことを選挙人に周知するなど、棄権の防止、きれいな選挙の実現のために集中的に行う啓発活動をいいます。

都道府県や市区町村の明るい選挙推進協議会は、選挙管理委員会等と協力し、明るい選挙の推進大会の開催やイベントの活用、街頭啓発等のさまざまな活動を行っています。

②主な臨時啓発

- ・ 広告媒体活用事業等
- ・ 屋外広告等
- ・ 街頭啓発
- ・ 啓発資材の作成配布
- ・ その他

③臨時啓発の留意点

- ・ 広報媒体の変化・多様化に応じた啓発を行う。(インターネットの活用、コンビニの活用など)
- ・ ターゲットごとに異なる啓発手法を工夫する。(年齢層によって異なった啓発手法を採用するなど)
- ・ 有権者参加型啓発を工夫する。(キャッチフレーズの募集など)
- ・ パブリシティ効果を活用する。(メディアへの働きかけなど)
- ・ 各種団体の協力を確保する。

3. 活動事例（「明るい選挙推進優良活動表彰」より）

明るい選挙推進サポーター(愛知県) (平成18年度表彰)

平成17年4月設立 表彰時25名

「若者の求めていることは若者に聞く」という考えから、若者達自身に若者向け啓発事業を企画・実施してもらうために、愛知県選管が公募。20代の学生を中心に構成されている。

平成17年度より、県選管、開催地の市町村選管とサポーターが協同して小学生、中学生、高校生を対象とした「選挙出前トーク」を実施している。選挙制度の説明のほか、会場に本物の投票箱、投票記載台を設置し、投票管理者及び投票立会人を配置した模擬投票、選挙に関する質疑応答などを行っている。平成17年度19校、平成18年度20校、平成19年度17校で実施。うち、サポーターが参加したのは9校、12校、17校。サポーターが参加する出前講座は、職員による出前講座とは異なり、児童・生徒が親しみやすく、また、新聞等で取り上げられるなどパブリシティ効果もある。

また、月1回のサポーターネットワーク会議を実施し、主に若者への選挙啓発や選挙出前トークにおける役割分担等について話し合いをしている。

更に、愛知県選管が若者を集めて開催する「ワークショップ」に、上述のネットワーク会議を通じて企画段階から参加している。若者の立場からの意見を出し、平成18年度は模造紙やパソコンを使って選挙出前トークの際に使用する教材を、平成19年度は中学生向けの小冊子「チャレンジ選挙クイズ」を自ら作成した。



「選挙出前トーク」明るい選挙推進サポーター

品川区明るい選挙推進協議会(東京都) (平成18年度表彰)
昭和32年6月設立 表彰時200名

1人年額1,000円の会費を徴し、自主的に活動している。

活動は、区内を8つに分けた地区会による活動と4つの専門部会による活動の二本柱。

各地区会では、地区代表を中心に毎月定例会を開き、常時啓発として①話し合い活動②教養講座の開催③イベント会場での街頭啓発など、選挙時啓発として①街頭啓発②ポスターの掲出③啓発誌の町内回覧などに取り組んでいる。

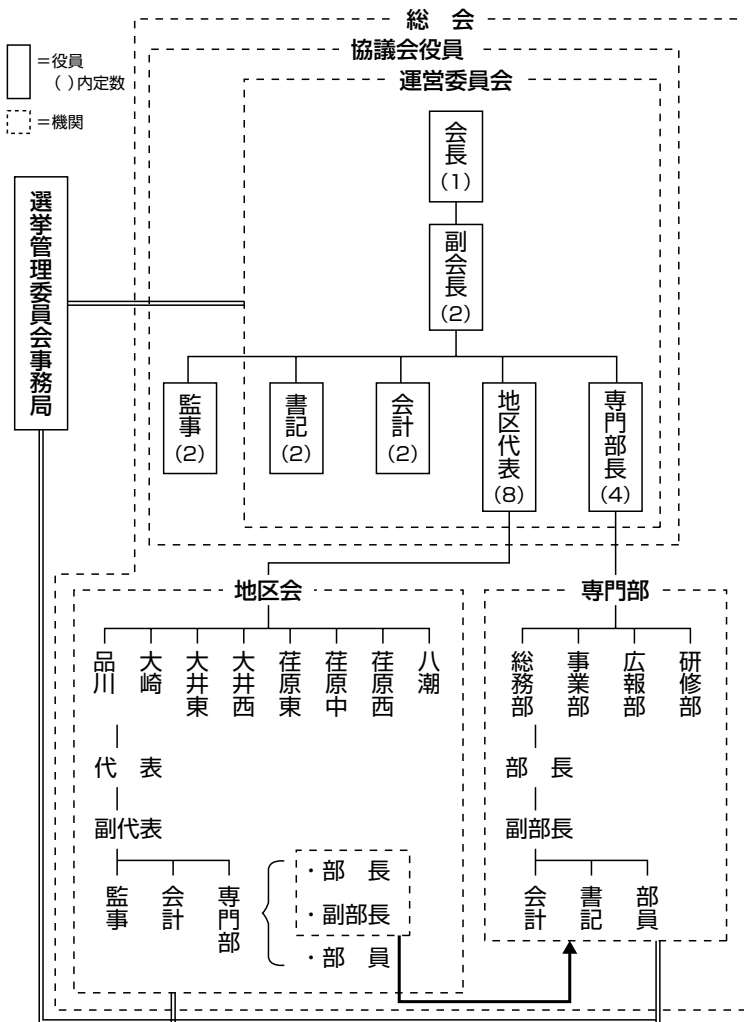
話し合い活動は、会員各自がサークルや職場、自治会等の知人を集め、政治や経済、環境、福祉、教育等身近なテーマを話題に行っている。平成19年度は区内8地区で、計736回開催、延べ6,933人が参加した。

選挙時には、若年層をターゲットとし、大学・専門学校の登校時や幼稚園の子供の送迎時に投票参加を呼びかけた。また、臨時広報紙の「しいの木かわら版」を発行し(12,000部)、区内町会、自治会に回覧をしている。

専門部会は、総会の資料などを準備する総務部会、会員報「しいの木」を年1回発行している広報部会、各地区で行われる啓発事業を企画運営する事業部会、区から委託された区外研修の企画と運営を担当している研修部会の4つが設置されており、会員はいずれかの専門部会に所属して活動している。

また、若年層の選挙離れを防止するため、広報部会が中心になって、投票立会人を経験した新成人との意見交換会を実施している。

品川区明るい選挙推進協議会組織図



青年法政大学周南会場運営委員会(山口県) (平成18年度表彰)
昭和55年4月設立 表彰時11名

青年法政大学とは、青年男女(社会人)を対象に政治や法律、経済など様々なテーマについて学習の場を提供し、政治・選挙に対する関心を喚起させることを目的とした講座(山口県が事業費に2分の1を補助している)。昭和50年にスタートし、これまでに約3千人の卒業生を輩出している。現在は、下関、宇部、防府、周南の4会場で開催。

様々なテーマの講座と、班ごとに共同研究を行う自主研修活動を中心に、6月～11月の半年間(会場によっては3カ月程度)、毎週午後7時から10時まで、約20講座開催している。講座は、講義を聞くだけでなく必ずディスカッションを行い発表する時間を設けている。また、自主研究活動の成果は、12月の研究発表県大会(クリスマストークマッチ)に県内の全会場代表者が集い、発表を行っている。受講生は、民間企業社員、公務員、自営業と様々。社会人が半年間、毎週1回、平日の夜3時間の研修を続けることは容易ではないが、「自分で磨こう、一緒に磨こう」を合言葉に頑張っている。

4会場のうち、青年法政大学周南会場の運営は、歴代修了生からなる運営委員会が自主的に行っている。講義内容の決定、講師の依頼、受講生募集等のほか、講義の進行や受講生の支援等は全て運営委員の任務である。選挙時には、投票呼びかけのチラシを配布したり、成人式の会場で新成人に対して呼びかけを行っている。



青年法政大学の講義及びディスカッション風景

青葉区明るい選挙推進協議会(横浜市) (平成18年度表彰)

昭和45年5月設立 表彰時推進委員14名、推進員190名

平成16年から推進委員・推進員がグループに分かれて効果的な啓発方法話し合う意見交換会を実施している。その際に出た意見を基に、平成17年度から、推進員等が機能的に活動できるよう、事業運営の中心となる「企画運営チーム」を設けた。企画運営チームのメンバーは6名で、協議会の機関紙「イコット通信」で公募した。企画運営チームの活動は、個々の事業の企画や広報・運営など多岐にわたる。会議で話し合われた内容は、「イコット通信」などに掲載し、情報の共有に努めている。

毎年行われる区民祭りに参加し、選挙ブースを設け、選挙のしくみや歴史、直近の投票区別投票率などのパネル展示や選挙に関するアンケートを実施している。

市内各区で実施している「せんきょフォーラム」では、若年層啓発に力を入れ、将来の有権者である小学6年生を対象に「選挙出前事業」を行っている。区職員が扮した立候補者が、6年生最後の給食に出すデザートテーマに、各自が推すデザート（イチゴゼリー、グレープフルーツゼリーなど）についてのマニフェストを掲げ、選挙公報と選挙演説でアピール。それを参考に、児童がどのデザートが最後の給食にふさわしいかを考え、本物の記載台や投票箱を使って投票した。開票も本物の計数機を使って全員で開票作業を行う。投票管理者、投票立会人などは近くの推進員と企画運営チームのメンバーが務める。当日の様子はマスコミで報道され、大きな注目を集めた。

平成 20 年 2 月 13 日執行

デザート議員選挙 選挙公報

覆が丘小学校選挙管理委員会

小学校最後の給食には“イチゴゼリー”を！！

果肉入りだよ。のどごしフルーツ♪

私の約束

つぶつぶの果肉をいっぱい入れます

～フロフィール～

- ・誕生日 1月5日生まれ
- ・出身地 静岡県生まれ
- ・外国人の友だち
ストロベリーくん



本場静岡県のイチゴ使用のゼリーの定義「イチゴゼリー」をよろしく



原田 やすお

イチゴ党公認／元選挙係長

小学校最後の給食には“グレープフルーツゼリー”を！！



グレープフルーツゼリー

おいしい果肉入り

酸味は控えめで、まろやかな甘みが楽しめます

- マメ知識：2006年、輸入先
- 1位はアメリカ 64%
 - 2位は南アフリカ 28%
 - 3位はイスラエル 5%やで



- ♪デザート議員選挙の話しやけど
- ♪デザート議員選挙の話しやけど
- ♪ビタミンC豊富なグレープフルーツゼリーを選ぶか
- ♪それ以外のデザートを選ぶかは…自由だぁ～！！
- ♪デザート議員選挙 is フリーダム♪デザート議員選挙 is フリーダム
- ♪でもなぁ、ビタミンCは疲労回復・風邪予防・美容効果に最高やでえ



いとう 俊幸

グレープフルーツ党公認／元選挙書記

投票日

投票時間

2月13日(水)

午前9時から

午前9時半まで



みんなで分別 大きき成果 1100億円削減達成!! ヨコハマはG30 青葉区は「あおばC30」にも挑戦します

「選挙出前事業」選挙公報（全2頁のうち1頁を掲載）

名古屋市青年選挙ボランティア(名古屋市) (平成18年度表彰)

平成10年7月設立 表彰時40名

若い啓発活動リーダーを育成するとともに、若者に選挙をもっと身近に感じてもらうことを目的として名古屋市選管による公募で設立された。名古屋市在住・在学・在勤の15～29歳の高校生、大学生、社会人など様々な人が参加している。

主な活動は、選挙を身近に感じてもらうため毎年行っている若者向けのイベント「選挙フェスタ」の企画・運営である。毎月2回の打合せ会議を重ね、出演者との交渉、フェスタ全体の司会進行、台本の作成、読み合わせ等細かな点まで会員が全て自分達で検討、実施している。

平成19年のフェスタでは、実際の投票箱や投票記載台を用いた模擬投票コーナー、名古屋市の選挙キャラクター「クリタン」を活用したクイズ、琉球太鼓やアコースティックギターライブ等、たくさんの方に楽しんでいただけるようなイベントを実施した。また、来場者に各コーナーを回ってもらえるようスタンプラリー形式にするなど、随所に若い世代ならではのアイデアが盛り込まれた。市内でも最大規模のイベント会場で開催し、14,000人が来場した。平成20年のフェスタでは、来場者から選挙啓発アイデアを募集するコーナーを設置した。

その他、選挙時には、市選管が行う街頭キャンペーンのステージイベント会場で、市区明推協委員と合同で啓発資材配布を行っている。

平成10年の設立以来、メンバーは増加傾向にある。

選挙 フェスタ 2007

入場
無料

平成19年 11月10日(土)

11:00~16:00

オアシス21 [銀河の広場]

名古屋市東区新栄一丁目11番1号

ステージイベント

- 11:00 フェリーチェ スペシャルライブ 100
- 11:30 琉球太鼓 (琉球舞踊り太鼓)
- 12:00 クリタン選挙クイズ
- 12:30 三味線演奏 (パンペクタラ)
- 13:00 フェリーチェ スペシャルライブ 200
- 13:30 コーラス (明和高校合唱部)
- 14:00 アコースティックライブ (編曲)
- 14:30 和太鼓 (徳田神宮太鼓教室)
- 15:00 なごや舞祭り (八景)
- 15:30 かつぼれ踊り (守山かつぼれ)
- 15:50 模擬投票結果発表
& エンディング

※事情によりスケジュールを変更する場合があります。



コーナーイベント

- 模擬投票
- ストラックアウト& ボーリング
- クリタンと遊ぼう [記念撮影・紙芝居他]
- クリタン水風船釣り
- 選挙パネル&クイズ
- 名古屋城本丸御殿復元事業PR



このイベントは青年選挙ボランティアが企画運営します。

主催:名古屋市 区選挙管理委員会、明和い選挙名古屋市・区推進協議会



※このチラシは複製・転載・改題を禁じます。印刷・複製・転載の権利を所有しています。

「選挙フェスタ」チラシ

ミニ選挙管理委員会2001 (in延岡) (宮崎県) (平成18年度表彰)
平成13年11月設立 表彰時19名 (内学生10名)

18歳から29歳までの大学生、短大生、公務員等で構成。

毎月定例ミニ選挙を開催。常時啓発としては、投票の方法・寄附禁止のルールなどの選挙に関する基本的なルールをわかりやすく解説した新成人向けのパンフレットを作成し、成人式で配布している。パンフレットの作成にあたっては、イラストの得意な会員がイラストを描き、タイトルも会員協議により決定し、親しみやすいものになっている。

また、ふれあい福祉祭りでのパソコンを使った活動紹介や、大学・短大の学園祭での模擬投票、「わけもんの主張」(有権者意見発表会)での意見発表等を行っている。

臨時啓発の目玉となっているのがケーブルテレビ用の選挙啓発スポットCMの作成。会員が企画し、脚本を書き、会員自ら出演もしている。これまでに地方選挙用、国政選挙用併せて14作品 (①ゴルフ編、②ミニ選編、③双子の子供編、④マネキン編、⑤バナナ・りんご編、⑥⑦パペットマペット風編2種類、⑧学生インタビュー編、⑨学生模擬投票編、⑩選呼びより編、⑪ふれあい福祉まつり編、⑫びんた!!編、⑬海鮮山鮮・めいすい君編、⑭遭難してます編)を制作している。ケーブルメディア「ワイワイ12チャンネル市政だより」で放映されており、多くの市民に視聴されている。

大学などの入学式で会員募集活動をしている。設立当初は6人にすぎなかったが、現在は31人に増加している。



上は大学祭での模擬投票
下は選挙啓発スポットCMの撮影風景

守山市明るい選挙推進協議会（滋賀県）（平成19年度表彰）

昭和37年4月設立 表彰時12名

連合自治会、老人クラブ連合会、婦人団体連絡協議会、校長会の代表や選管補充員などで構成。平成13年に行った市明推協の定例会議で、「選挙のめいすいくん」を前面に打ち出し、常時啓発活動に役立てることを決定した。具体策を検討した結果、①「めいすいくん」の手作り人形を制作すること、②「めいすいくん」入りの「のぼり旗」をつくること、③「めいすいくん」のたて看板を制作すること、④「めいすいくん」を選管・明推協関係の印刷物のすべてに刷り込むこと等を決定した。その中の一つ、「めいすいくん」をモデルにした人形制作は、だれもが気軽に取り組めて、しかも楽しみながら選挙の大切さなどの認識が高まる活動を目指した。市内の手芸愛好家の協力を得て、黄色い手袋を使った人形の作成方法を考案した。この人形はさっそく市庁舎や公民館などに置かれ、地元の新聞にも取り上げられた。

その後、継続的に「手袋人形」講習会を、自治会、公民館、イベントなどで開き、その作成方法の普及に努めている。委員が一人でも作成方法の指導できるよう、委員向けの講習会も開いた。市内の金融機関の各支店に依頼し、22箇所の窓口カウンターに手袋人形を設置してもらっているほか、全国的にもこの手袋人形を活用した活動が見られはじめている。



地域イベントでのめいすいくんの手袋人形作り方講習会

上越市「選挙に行こう！若者委員会」(新潟県) (平成19年度表彰)

平成18年8月設立 表彰時34人

「若者のことは若者で」のスローガンのもと、上越市選管が市内にある大学や専門学校の学生のほか、マーチング・合唱・よさこいソーランなど若者が多数参加していてパフォーマンスが得意な団体などに委員の推薦依頼した結果、有志も含めて高校生から30歳までのメンバーが集まり発足した。

月に1回、全員が集まる全体会のほか、毎月1～2回役員会を開催し、今後の啓発活動の企画や実施のための準備などを行っている。

啓発活動では、各メンバーの特技を生かし、替え歌の作詞、マーチング、合唱、踊りなどを行っている。参院選の際には、フラダンスやジャズダンス等の団体にも参加を呼びかけ実施した。また、成人式や町内会が主催する地域のイベント等にも積極的に参加し、街頭啓発を実施した。その他、市内の2つの大学の学園祭で啓発活動を行い、同世代の若者に会の活動や投票への参加を呼びかけた。

また、平成20年1月には、これまでのまとめともいえる啓発イベント「上越市選挙フェスタ」を、市明推協と共同主催で、市内の大型スーパーで実施した。「知ろう、学ぼう、選挙のこと」と銘打ったフェスタでは、実際の選挙で使う投票箱や記載台を用いてクイズ形式の模擬投票を実施。選挙の基礎知識を記したパネルやポスターを展示したほか、市民団体の音楽やダンスなどが行われ、多くの人で賑わった。



上は上越市選挙フェスタ、下は大学祭での街頭啓発

盛岡市城南地区明るい選挙推進協議会(岩手県) (平成19年度表彰)

昭和60年10月設立 表彰時19名

盛岡市明るい選挙推進協議会から明るい選挙推進員として委嘱されたメンバーによって、自主的に設立された。

設立当初から特に力を入れて推進してきたのが、「贈らない」「求めない」「受けとらない」の「三ない」に「棄権しない」を加えた「四ない運動」である。「三ない」運動については、地区選出の議員や立候補者に対して、市明推協の決議文で、機会あるごとに強く要請しており、結果、「三ない」についての違反はまったく起こっておらず、「棄権しない」についても一定の成果を上げている。

推進員は、定期的に講師を招いて、国や県の選挙の状況や問題点、マニフェストなどについて学習したり、推進員の活動の進め方や悩みなどについて話し合っている。このような話し合い活動で集約された意見は、市選管や市明推協が主催する行事などで提言しており、投票立会人の若返り、地区推進協議会の設立支援、飛行機による啓発活動など実行されたものも少なくない。

また、各推進員は、各々の町内会の集会で、城南地区内の6投票所の投票率と県や市の投票率とを比較し、その違いなどについて話し、選挙の際は必ず投票するよう呼びかけている。

選挙の際には、市選管の協力により、表面には有権者と立候補者に対して呼びかけた市明推協の決議文と選挙名・投票日時を記載し、裏面には城南地区の投票率を記載したチラシを作成し、啓発物品と一緒に街頭で配布して投票の呼びかけを行っている。

「岩手をつくるあなたの一票」
 平成15年統一地方選（知事・県議）選挙状況
 …城南地区関係投票所…

選挙	投票所	有権者数	投票者数	棄権者数	投票率	順位
知事選 15・4・13	第4 盛岡二高	2,299	1,487	812	64.68%	23/77
	第5 加賀野活動C	4,447	2,970	1,477	66.79%	15/77
	第7 城南小学校	3,105	1,847	1,258	59.48%	48/77
	第8 建設研修C	1,362	806	556	59.18%	49/77
	第19 杜陵小学校	2,204	1,303	901	59.12%	50/77
	第49 山王小学校	2,354	1,510	844	64.15%	25/77
	城南地区全体	15,771	9,923	5,848	62.92%	35/77
	盛岡市 全体	218,012	132,246	85,766	60.66%	55/68
	岩手県 全体	1,110,238	766,750	343,488	69.06%	
県議選 15・4・13	第4 盛岡二高	2,299	1,487	812	64.68%	23/77
	第5 加賀野活動C	4,447	2,968	1,479	66.74%	15/77
	第7 城南小学校	3,105	1,846	1,259	59.45%	48/77
	第8 建設研修C	1,362	805	557	59.10%	49/77
	第19 杜陵小学校	2,204	1,301	903	59.03%	50/77
	第49 山王小学校	2,354	1,507	847	64.02%	25/77
	城南地区全体	15,771	9,914	5,857	62.86%	35/77
	盛岡市 全体	218,012	132,169	85,843	60.62%	51/52
	岩手県 全体	1,000,475	698,072	302,403	69.77%	

※ 城南地区の投票率は、盛岡市全体の投票率よりも知事選 2.26%、県議選 2.24%高いが、県全体の投票率よりは知事選 6.14%、県議選 6.91%低く、順位は市内77投票区中知事選、県議選とも35位です。

※ 盛岡市全体の投票率は、県全体の投票率よりも知事選 8.40%、県議選 9.15%低く、順位は知事選58市町村中55位、県議員選52市町村中51位です。

※ 今回の選挙でも必ず一票を投じて、投票率の向上を図りましょう。

平成19年4月

城南地区明るい選挙推進協議会

岩手県知事、県議会議員選挙での啓発チラシ（裏面）

(財)明るい選挙推進協会は、全国の都道府県・市区町村の明るい選挙推進協議会を会員とする財団法人です。平成20年度は、下記の5つの方針のもとに事業を行うこととしています。

- ①国民が日頃から政治・選挙への関心を持ち、投票行動に結び付けられるような啓発を志向する。
- ②啓発のメインターゲットは若年層とし、若年層に効果的な啓発手法を用いる。
- ③将来の有権者である児童・生徒に対し、教育機関等と連携を図りながら、政治や選挙への関心を深めるための取り組みを行う。
- ④各地の明推協活動の体制の強化、活動の活性化を図る。
- ⑤常時啓発活動に関する研究を行う。

1. 広報事業

(1) 広報誌

広報誌「私たちの広場」を発行し、都道府県及び市区町村明るい選挙推進協議会委員、地方公共団体の首長、議員等及び図書館、公民館等へ配布し、有権者の政治・選挙に対する意識の高揚を図ります。



(2) ホームページの運営

一般有権者向けに、明るい選挙に関する各種情報を、インターネット上で広く周知します。

<http://www.akaruisenkyo.or.jp/>



(3) 明るい選挙啓発ポスターコンクール

小中高校生から明るい選挙をテーマとするポスターを募集して、小中高校生及び親の選挙への関心を高めるとともに、コンクール事業及びその優秀作品の活用により、広く有権者に明るい選挙を周知します。



(4) 啓発資材作成事業

政治・選挙に関する意識の向上のための資料、資材を作成し、配布します。

(5) 媒体活用啓発事業

各種媒体を活用し、主に若年層を対象に効果的な啓発を実施します。

(6) 制度改正等周知事業

資料の作成配布など制度改正を周知するための事業を実施します。

2. 推進体制強化事業

- (1) 都道府県及び指定都市の明るい選挙推進協議会会長を対象にブロック研修を行うとともに、会長をはじめとした明推協関係者を対象とした中央研修会を行います。
- (2) 市区町村明るい選挙推進協議会の役員などを対象に中堅指導者養成のための研修等を行います。ワークショップ形式により、主に明るい選挙推進協議会の活性化策について話し合いを行います。
- (3) 青年リーダー養成のための研修を行います。主に若年層の投票率向上策を、ワークショップ形式により、若年自身の観点から話し合いを行います。また、明るい選挙に携わる若者グループ代表者等が一堂に会する若者委員会（仮称）を組織します。
- (4) コミュニティリーダー養成のための研修等を行います。主に、明るい選挙推進協議会単独ではなく各種ボランティア団体と協力していく方策について、ワークショップ形式により、話し合いを行います。
- (5) 明推協関係者を参加者として開設したSNS「めいすいNET」等を活用し、明るい選挙推進協議会委員、選挙管理委員会書記、研修会参加者のネットワーク化を図ります。
- (6) 明推協組織の再編・活性化のため、市区町村明るい選挙推進

協議会等が実施する研修会などの開催を支援します。

(7) 積極的に明るい選挙推進活動に取り組み、他の模範となる団体を応募形式により選考し、「明るい選挙推進優良活動」として表彰します。

(8) 明るい選挙推進活動の関係者の拡大、活動の活性化のための研修資料等を作成し、配布します。

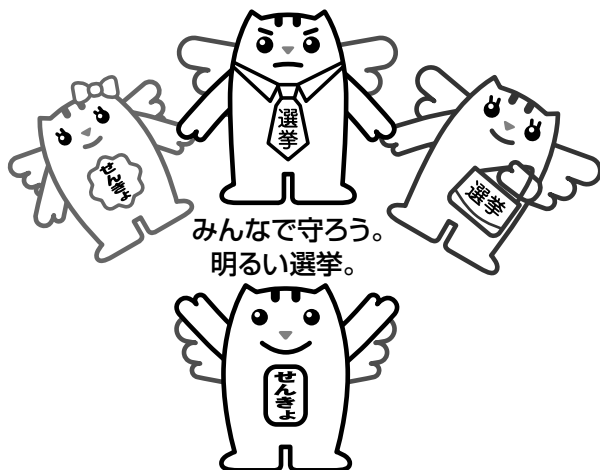
3. 調査研究事業

(1) 投票率に関する調査研究

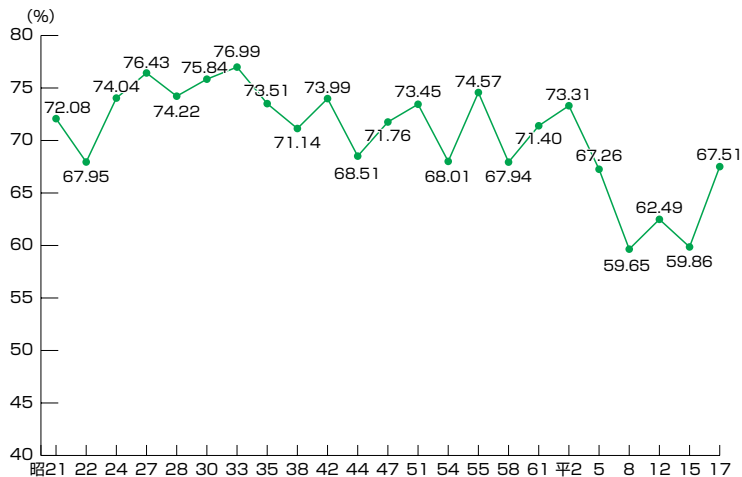
政治・選挙に関する若者を対象とした意識調査等を実施します。

(2) 政治・選挙に関する研究

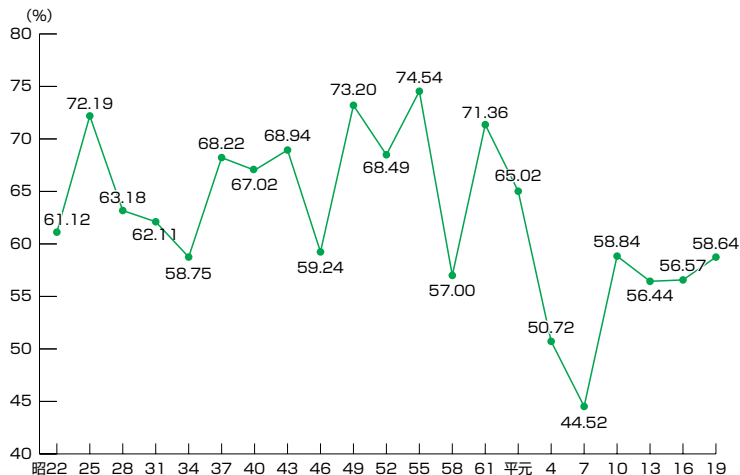
常時啓発のあり方（学校教育との連携、社会教育との連携）をはじめ政治・選挙に関する研究を行います。



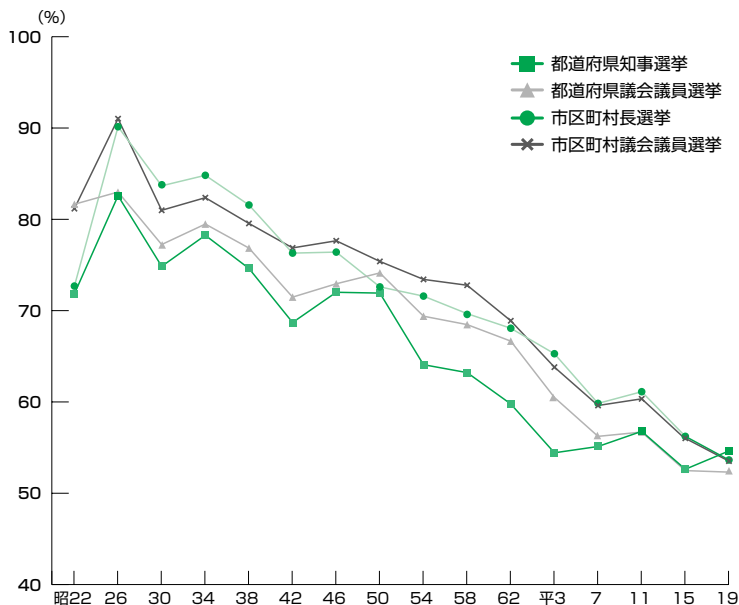
(1) 衆議院議員総選挙の投票率推移(大選挙区・中選挙区・小選挙区)



(2) 参議院議員通常選挙の投票率推移(地方区・選挙区)



(3) 統一地方選挙の投票率推移



衆院選

注1 平成8年より小選挙区比例代表並立制が導入された。

注2 平成12年より投票時間が2時間延長されるとともに、不在者投票制度の要件が大幅に緩和された。

注3 平成17年より期日前投票制度が導入された。

注4 昭和55年及び昭和61年は衆参同日選挙であった。

参院選

注1 昭和58年より拘束名簿式比例代表制が導入された。

注2 平成13年に比例代表制が非拘束名簿式に変更された。

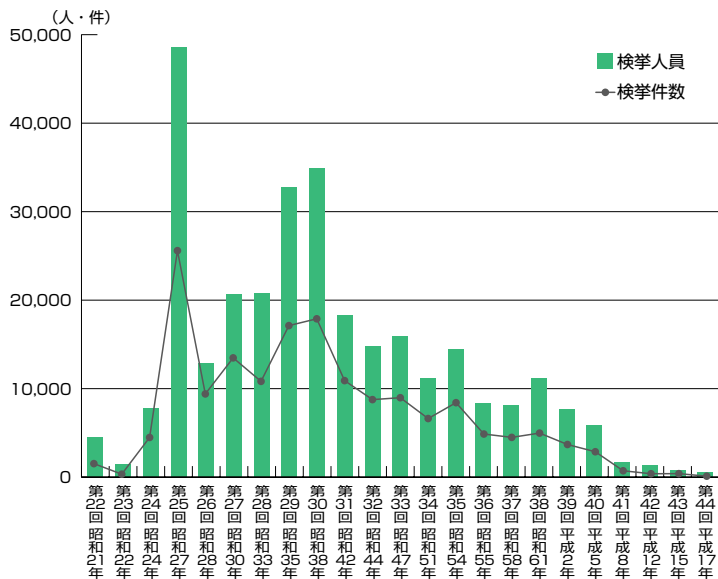
注3 平成10年より投票時間が2時間延長されるとともに、不在者投票制度の要件が大幅に緩和された。

注4 平成16年より期日前投票制度が導入された。

注5 昭和55年及び昭和61年は衆参同日選挙であった。

注6 昭和22、34、46、58年、平成7、19年は多年で、統一地方選挙と同じ年に行われた。

(4) 衆議院議員総選挙における選挙違反状況

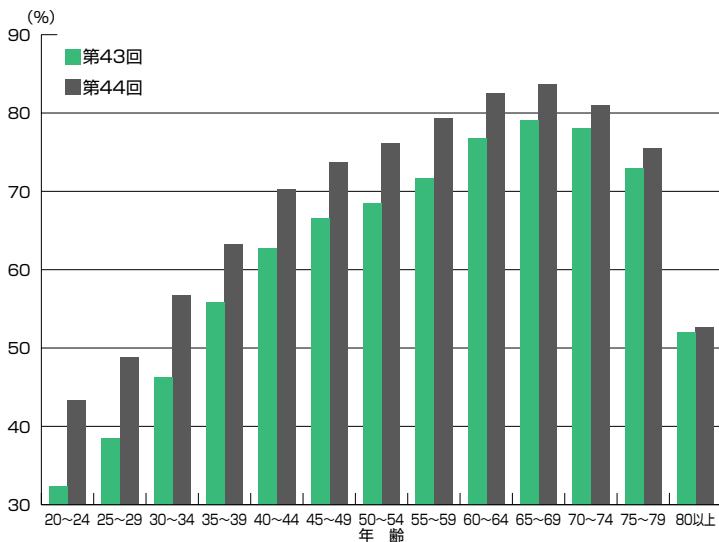


総選挙における選挙違反状況（選挙期日後90日現在）

回数	選挙期日	検学件数	検学人員	回数	選挙期日	検学件数	検学人員
第22回	昭和21年4月10日	1,687	4,445	第34回	昭和51年12月5日	6,747	11,212
第23回	昭和22年4月25日	503	1,469	第35回	昭和54年10月7日	8,528	14,412
第24回	昭和24年1月23日	4,624	7,732	第36回	昭和55年6月22日	5,009	8,373
第25回	昭和27年10月1日	25,590	48,517	第37回	昭和58年12月18日	4,634	8,168
第26回	昭和28年4月19日	9,509	12,901	第38回	昭和61年7月6日	5,114	11,176
第27回	昭和30年2月27日	13,556	20,679	第39回	平成2年2月18日	3,834	7,623
第28回	昭和33年5月22日	10,921	20,715	第40回	平成5年7月18日	3,021	5,835
第29回	昭和35年11月20日	17,177	32,768	第41回	平成8年10月20日	886	1,713
第30回	昭和38年11月21日	17,941	34,865	第42回	平成12年6月25日	552	1,375
第31回	昭和42年1月29日	11,003	18,247	第43回	平成15年11月9日	562	790
第32回	昭和44年12月27日	8,872	14,766	第44回	平成17年9月11日	278	579
第33回	昭和47年12月10日	9,085	15,906				

※第22回は選挙期日後50日現在の数値である。

(5) 衆議院議員総選挙（小選挙区）における年齢別投票率



※ 全国の投票区の中から標準的な投票率を示す投票区を各都道府県の市区町村から原則として1投票区ずつ、計147投票区について抽出し、その平均的傾向を求めたもの。(第43回は計151投票区を抽出)

第43回と第44回の年齢別投票率比較データ

年齢	第43回 (%)	第44回 (%)	投票率の差 (ポイント)
20~24	32.39	43.28	10.89
25~29	38.47	48.83	10.36
30~34	46.23	56.71	10.48
35~39	55.91	63.22	7.31
40~44	62.74	70.25	7.51
45~49	66.55	73.69	7.14
50~54	68.47	76.10	7.63
55~59	71.68	79.38	7.70
60~64	76.79	82.55	5.76
65~69	79.09	83.69	4.60
70~74	78.12	80.97	2.85
75~79	72.98	75.55	2.57
80以上	52.05	52.69	0.64

参考 豆知識（投票方法）

選挙は、選挙期日（投票日）に投票所において投票するという『投票日当日投票所投票主義』を原則としていますが、例外として下記の投票制度を利用することが出来ます。

◆期日前（きじつぜん）投票制度

仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の理由で、当日投票できない方は、選挙期日前であっても、選挙期日と同じく投票を行うことができます。

- ・名簿登録地の市区町村の期日前投票所で投票できます。
- ・投票の際には、宣誓書に列挙されている一定の事由の中から自分が該当するものを選択します。
- ・投票の手続きは、基本的に投票日の投票所における手続きと同じです。
- ・期日前投票所は、各市区町村に1箇所以上設けられますが、複数設けられる場合、期日前投票所によって投票期間や投票時間が異なることがあります。

◆不在者投票制度

出張・旅行などで名簿登録地以外の市区町村に滞在している方は滞在先の市区町村の選挙管理委員会で、病院や老人ホーム（都道府県の選挙管理委員会が指定した施設に限ります。）に入院、入所中の方は、その施設内で不在者投票をすることが出来ます。

◆郵便等投票制度

身体に一定の重度の障害を有する人が、自宅等において投票用紙に記載し、これを郵便等によって名簿登録地の市区町村選挙管理委

員会に送付する制度です。

◆洋上投票制度

日本国外を航海する船舶（指定されたもの）の船員は、事前に手続をしておく、洋上からファクシミリで不在者投票ができます。対象となる選挙は、衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙です。

※詳しくは選挙管理委員会におたずねください。

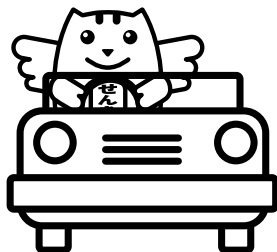
◆在外投票制度

外国にいても日本の国政選挙へ参加できる制度を「在外選挙」といいます。

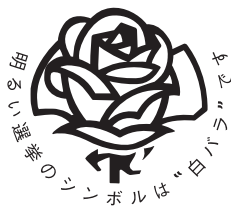
在外投票をするには、まずあなたが住んでいる地域を管轄する在外公館（大使館や総領事館）で、在外選挙人名簿への登録を申請してください。登録された方には、投票時に必要な「在外選挙人証」が、所定の市区町村選挙管理委員会から在外公館を通じて交付されます。

※詳しくは選挙管理委員会または在外公館までおたずねください。

投票を忘れずに!



発行日：平成20年11月20日
発行：財団法人 明るい選挙推進協会
〒105-0001
東京都港区虎ノ門2-1-1
商船三井ビル4F
☎03-3560-6266~7
<http://www.akaruisenkkyo.or.jp>



(財)明るい選挙推進協会